

組合員本位の業務運営に関する方針（FD 宣言）

奈良県医師協同組合（以下、当組合）は、組合員の相互扶助の精神に基づき、質の高いサービスを、以下の方針を定めます。

1. 原則2 顧客の最善の利益の追求

損害保険代理店業務において、当組合は、組合員に対し誠実・公正に業務を行い、組合員にとっての最善の提案を実施します。

2. 原則3 利益相反の適切な管理

損害保険募集にあたっては勧誘方針、比較説明・販売方針などの社内規定に従い、お客さまのご意向に沿った保険商品を提案し、手数料の高低で保険募集を行うことがないよう努めます。

3. 原則5 重要な情報の分かりやすい提供

保険商品・サービスに関する重要な情報について、会員の目線に立ち、専門性も考慮した適切かつ十分な情報提供を行います。

4. 原則6 顧客にふさわしいサービスの提供

組合員を重視し法令等遵守の視点を維持するため、継続的な職員研修等の実施、品質自己点検等を実施し、適切なガバナンス態勢を構築します。

5. 原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

社内外の各種研修への参加、保険商品の勉強会などを計画的に実施しスキルアップに取り組みとともにお客さま本位の行動が浸透する人材育成に努めます。

評価指標（K P I）

職員研修回数：2025年度3回（2024年度2回）

満期日7日前証券作成率：2025年度100%（2024年度0%）

令和7年7月1日

【お問合せ窓口】

奈良県医師協同組合 事務局

TEL：0742-34-7991 / FAX：0742-34-7992

メール：naraikyo@n-mca.or.jp